

秋田市立下浜中学校閉校記念事業実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、秋田市立下浜中学校閉校記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、中学校閉校記念事業の実施において、必要な準備および運営にあたるため組織する。

(組織)

第3条 実行委員会は地域の代表、PTAの代表、学校の代表で組織する。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1)会 長 | 1名 |
| (2)副 会 長 | 若干名 |
| (3)実行委員長 | 1名 |
| (4)実行委員 | 8名 |
| (5)監 事 | 2名 |

- 2 会長は、下浜地区振興会の代表をもって充てる。
- 3 副会長は、下浜地区各種団体の代表とPTAの代表をもって充てる。
- 4 実行委員長並びに実行委員は、地域の実情に精通している者をもって充てる。
- 5 監事は、役員を兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第5条 会長は、実行委員を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第6条 実行委員会の役員の任期は、委嘱の日から第2条の目的が達成されたときまでとする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 実行委員会の役員は再任されることができる。

(会議)

第7条 実行委員会は必要に応じて、会長がこれを招集し、会議の議長となる。

2 会議は、役員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、特別な事情がある場合は、代理者が出席することができる。

(会長の専決処分)

第8条 会長は、会議を招集する期間がないと認めるとき、または軽微な事項については専決処分できる。

2 前項の規定により専決処分した場合は、会長はこれを次の会議において報告しなければならない。

(事務局)

第9条 実行委員会の事務を処理するため、秋田市立下浜中学校内に事務局を置く。

(経費)

第10条 実行委員会の経費は、負担金、協賛金およびその他の収入をもって充てる。

(予算および決算)

第11条 事業計画およびこれに伴う収支予算は、実行委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第12条 実行委員会の会計年度は、令和4年4月1日に始まり、令和5年3月31日に終わる。

(解散)

第13条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第14条 実行委員会が解散のときに有する残余財産は、下浜地区振興会に帰属するものとする。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、令和3年8月5日から施行する。